


2 中央区長堀通り地域の路上喫煙禁止地区指定に伴う啓発

【 長堀通り啓発看板設置位置図 】

 路上喫煙禁止地区
  啓発看板(新設11基)
  啓発看板(既設2基)



-  ・長堀通（約800m）の植樹帯に啓発看板設置（11基）
- ・クリスタ長堀へ繋がる地下通路出入口付近にビニール製看板設置（約50か所）
- ・沿道企業の協力により啓発用ポスター設置（約10か所）

2 中央区長堀通り地域の路上喫煙禁止地区指定に伴う啓発

- ・ クリスタ長堀や沿道企業等との連携した啓発
- ・ 区ホームページ等、広報紙への掲載
- ・ 区主催イベント等での啓発活動 など

中央区広報紙



イベントでの啓発活動



ビニール製看板



クリスタ長堀（地下通路出入口）



ポスター

大阪メトロ（中央区広報板）



ポスター

長堀通り沿道企業



3 普及啓発活動における主な取組み

(1) 各種イベントでの啓発

- ・成人式での喫煙マナー向上周知ビラの配布
- ・アカンずきんによる啓発



(2) 啓発動画の作成

- ・たばこマナー向上を訴える「やめませんか、歩きたばこ」動画作成、YouTubeにて放映中

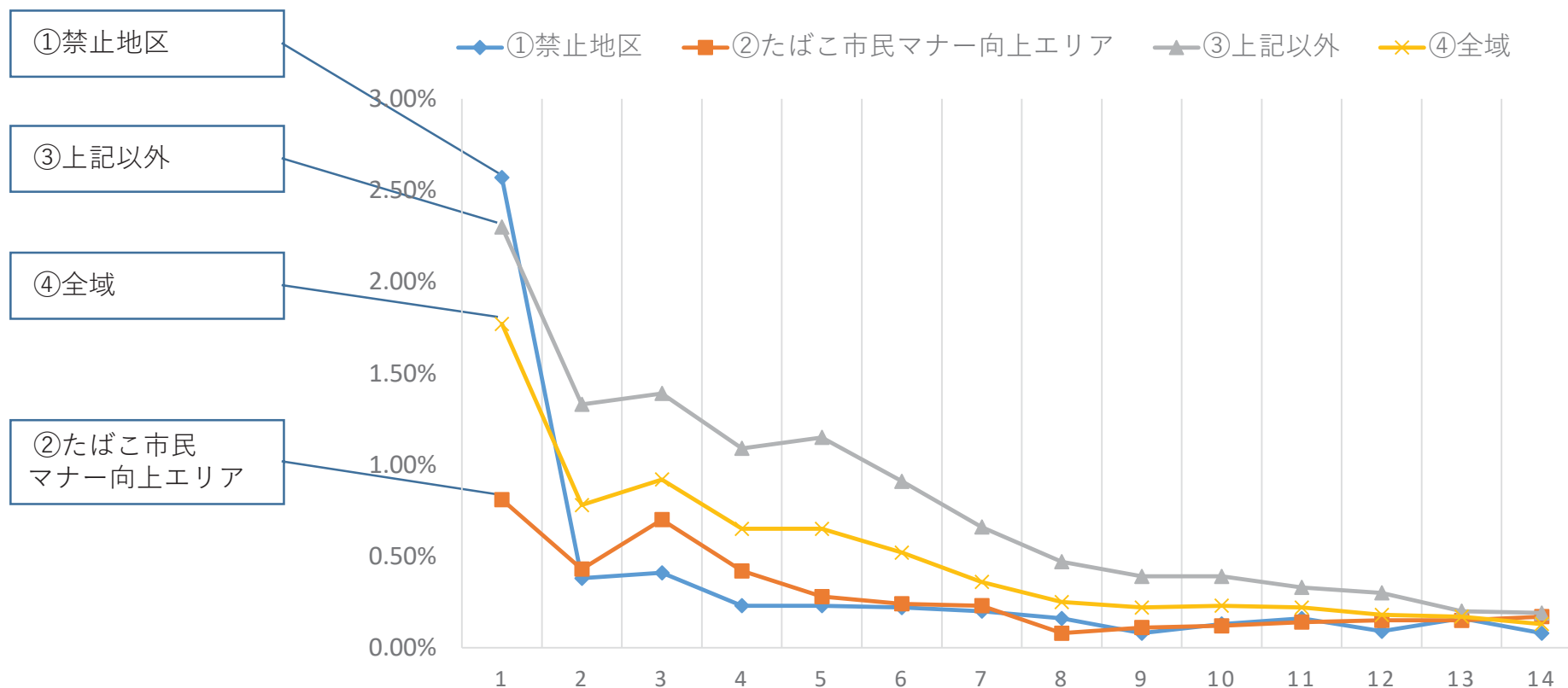


4 過料処分件数

名 称	令和2年度	令和3年度（4～11月分）
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂・こども本の森 中之島周辺	594件	207件
都島区京橋地域	727件	311件
中央区戎橋筋・心斎橋筋・長堀通り地域	81件	56件
天王寺区、阿倍野区天王寺駅周辺地域	1,420件	535件
北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域	405件	335件
計	3,227件	1,444件

※緊急事態宣言期間 令和2年4月14日～5月31日、令和3年1月14日～2月28日、令和3年4月25日～6月20日、令和3年8月2日～9月30日

5 路上喫煙定点調査喫煙率



	平成18年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
①禁止地区	2.57%	0.38%	0.41%	0.23%	0.23%	0.22%	0.20%	0.16%	0.08%	0.13%	0.16%	0.09%	0.16%	0.08%
②たばこ市民マナー向上エリア	0.81%	0.43%	0.70%	0.42%	0.28%	0.24%	0.23%	0.08%	0.11%	0.12%	0.14%	0.15%	0.15%	0.23%
③上記以外	2.30%	1.33%	1.39%	1.09%	1.15%	0.91%	0.66%	0.47%	0.39%	0.39%	0.33%	0.30%	0.20%	0.29%
④全域	1.77%	0.78%	0.92%	0.65%	0.65%	0.52%	0.36%	0.25%	0.22%	0.23%	0.22%	0.18%	0.17%	0.21%

6 広聴件数

- ・ 市民の声等 広聴件数の推移

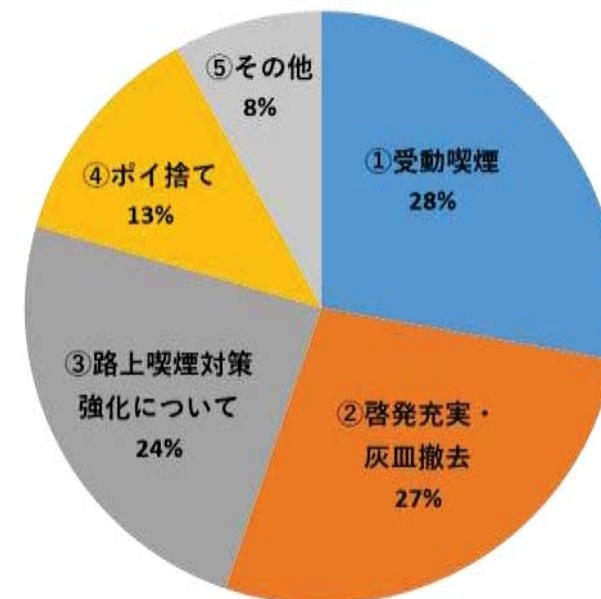
年度	H30	R1	R2	R3 (4～10月分)
件数	332	389	634	522

- ・ 令和2年度の項目別内訳

項目	意見数 ※1
①受動喫煙について	310
②啓発の充実、灰皿の設置撤去等について	306
③路上喫煙対策強化について(禁止地区拡大・厳罰化など)	270
④たばこのポイ捨てについて	139
⑤その他 ※2	90
合計	1,115

※1 項目については、重複があることから、広聴件数と異なる。

※2 その他については、緊急事態宣言中の喫煙所閉鎖に関する意見、指導員の態度への苦情、職員の路上喫煙の苦情等。



(2) 「たばこ市民マナー向上エリア団体」の 令和2年度活動報告

令和2年度における活動報告

(1) 活動団体・活動回数・延べ参加人数

年度	H28	H29	H30	R1	R2
団体数	72団体	70団体	71団体	73団体	75団体
活動回数	928回	882回	695回	879回	747回
延べ参加人数	72,045人	72,644人	95,527人	98,508人	13,220人

(2) 主な活動内容

- ・街頭や各種イベント時の啓発の活動実施（啓発ティッシュの配布等）
- ・のぼり、ポスターの掲示、定期的な清掃活動の実施 等

(3) 活動報告

- ・活動回数、活動内容、参加人数を環境局へ報告（年1回）

(4) 啓発物品

- ・環境局よりポケットティッシュ、ポスター、のぼり等啓発物品を提供（年1回）

のぼりデザイン



ポケットティッシュデザイン



(3) 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）について（案）

1 これまでの取組み

- 平成17年度～ 路上喫煙対策事業開始
環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局（当時）の4局共同で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施
- 平成19年4月1日 『路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成19年6月28日 路上喫煙対策委員会「路上喫煙禁止地区の指定について」（答申）

【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域
- 通行者数が比較的多い地域
- 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域
- 明確性を確保できる地域

- 平成19年7月4日 「路上喫煙禁止地区」指定
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成19年10月1日 「路上喫煙禁止地区」における過料（1,000円）徴収開始
- 平成20年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に、本市が支援や協働し、地域社会におけるマナー意識を高め安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取組み
- 平成25年6月11日 路上喫煙対策委員会『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』（答申）

【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。
- 禁止地区の区域（範囲）については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。

- 平成27年2月1日 都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 平成31年2月1日 中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 令和2年2月1日 北区JR大塚駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 令和3年4月1日 中央区長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域を禁止地区指定、過料徴収開始

2 「路上喫煙禁止地区」の指定に係る手続き

- ①区長が路上喫煙禁止地区を選定
 - ・地元、関係団体への説明及び調整
 - ・「区政会議」などに諮り、区民・事業者の意見をとりまとめる
- ②大阪市路上喫煙対策委員会の開催
(関係局：環境局・健康局・危機管理室・消防局・当該区役所)
 - ・「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（諮問）
- ③パブリックコメントの実施・集約
- ④「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について答申後、告示
- ⑤路上喫煙禁止地区指定（過料徴収）

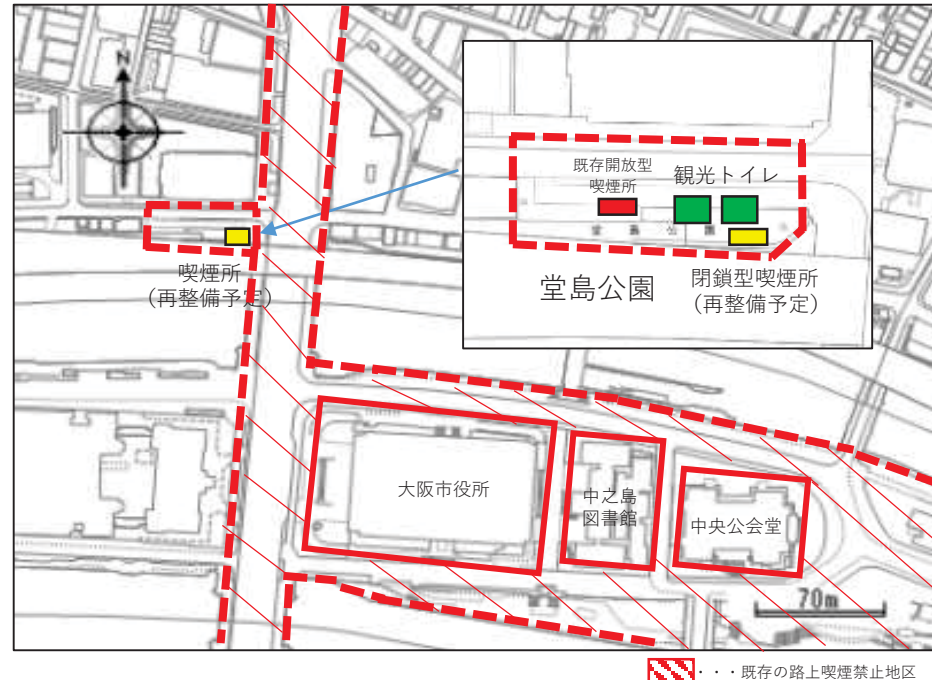
3 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）の考え方

- ・近年、大阪には国内外から多くの観光客が訪れており、2025年(令和7年)日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっている。
- ・堂島公園には、本年9月に国内外からの観光客向けの観光トイレが整備された。
- ・また、令和6年には船着き場や広場も整備予定であり、これまでの公園とは趣が大幅に変更され、観光客や御堂筋を通行する人の憩いの場に再整備される予定である。
- ・再整備に伴い、現在の堂島公園内喫煙所を、令和4年8月を目途に、開放型から閉鎖型に変更する予定である。
- ・中之島周辺については、文化・集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるため、堂島公園の一部及び周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定する。

○ 喫煙設備について

- ・これまでの委員会での答申においても、新たに禁止地区を指定する際は、喫煙設備を設置するよう提言を受けているが、堂島公園内については既存の開放型喫煙所を閉鎖型喫煙所にすることで、周囲を通行する人に迷惑を及ぼすことのない施設として再整備する。

4 路上喫煙禁止地区エリア図（案）



5 今後のスケジュールについて（予定）

